

大口町農地利用合理化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、財団法人愛知県農業開発公社（以下「農業開発公社」という。）が、大口町農業委員会のおっせん又は大口町の申出（以下「大口町のおっせん」という。）により、農地保有合理化促進事業（農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項ただし書に定める事業をいう。）として取得した農業振興地域内の農地（以下「農地」という。）の経費に対し、大口町が農業開発公社に交付する補助金について、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額)

第2条 補助額は、次に掲げる額とする。

(1) 農地の買入資金の借入金に係る支払利子に相当する額のうち当該年度予算の範囲以内で大口町が適正と認めた額。ただし、農業開発公社が当該借入金の支払利子について国及び県から補助金の交付を受ける場合は、当該補助金額を差し引いた額とする。

(2) 農地の公租公課及び管理費（農業開発公社経費を除く。）に相当する額

第3条 補助金は、各年度の9月及び3月に交付する。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りではない。

(農地の処分の制限)

第4条 この要綱に基づき補助金の交付を受けている農地の処分に当たっては、大口町のおっせんによらなければならない。

(帳簿当等の保管)

第5条 農業開発公社は、当該事業に係る収支を整理記帳し、その証拠書類、帳簿等を補助事業の完了後5年間保管しなければならない。

(その他必要事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町費補助金等の予算執行に関する規則（昭和53年大口町規則第3号）の定めるところによる。

附 則（平成4年3月31日 大口町告示第21号）

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。